

■介護・医療・福祉の連携でだれもが安心して暮らす

「だれもが安心して暮らす」ためには、制度の狭間に取り残されがちな人々や複合的な課題を抱えた家族を必要な行政サービスや地域サービスにつなげる必要があります。介護保険、障害福祉、就労支援といった縦割りの枠組みを超えた、横断的で包括的な支援が必要です。

介護

- ・介護従事者の処遇の改善について国に働きかけること
- ・介護する家族を支える「ケアラー支援条例」をつくること

医療との連携

- ・地域包括ケアシステムを拡充するため、医療と介護の担い手の確保をすること
- ・緩和ケアや看取りを含む在宅医療の充実をはかり、単身者も家族と暮らす方も住み慣れた地域で安心して暮らすことができるようにすること

行政サービスの充実

- ・くらしのまるごと相談事業は24時間365日、分野横断的に充実すること
- ・利用者が必要に応じて選べるように、医療・介護・福祉の在宅サービス情報を提供する仕組みをつくること
- ・介護施設の空き状況や、保育園の特別支援児の受け入れ状況など、情報の「見える化」をすすめること
- ・高齢者などの孤立を防ぐために見守りサービスの充実やコミュニティビジネスとして展開する家事代行サービスなどの支援をすること
- ・まちの中ですわれるベンチを置くこと
- ・成年後見制度の申し立て・報酬費用助成の対象を高齢者・障がい者にも拡充すること

保健所

- ・保健師は保健所業務だけでなく多様な場面で役割を發揮し区民の命(生活)を守るため増員すること
- ・各種ワクチン接種についてはメリットとデメリットについて情報提供を行い、当事者が選択できるようにすること

住まい

- ・民間賃貸住宅事業者と協働して住宅確保要配慮者への住宅確保をすすめること

■命・暮らし・遊び・学び 子どもの権利を保障する

昨年葛飾区子どもの権利条例が制定され、児童相談所が開設し1年が経ちました。虐待や貧困、いじめ、不登校など子どもを取り巻く状況は厳しさを増しています。切れ目のない子ども・子育て支援によって、誰一人取り残さず、健やかな成長を後押しする施策が必要です。

教育

- ・一人ひとりの教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる環境を通常学級におい

- ・でも整備し、障害のあるなしに関わらず共に学ぶインクルーシブ教育をすすめること
- ・就学相談員は障害者権利条約及び障害者差別解消法を正しく理解し、障害のある子どもの就学相談は子どもの「インクルーシブ教育を受ける権利」を保障して就学先を選択できるようにすること。
- ・子どもの権利の視点で校則の調査を行い、子どもの意見が反映された形で見直しをすること
- ・区民が自主的に行っている多様な学びの場を支援すること
- ・ESAT-Jを入試に使わないよう、東京都教育委員会に働きかけること
- ・スクールソーシャルワーカーや児相の児童福祉司など、子どもに関わるソーシャルワークを行う職員のメンタルチェックやストレスケアを充実すること

支援

- ・地域に密着した子どもの居場所や子ども食堂が継続的に活動できるように、公共施設の活用なども含めた支援を行うこと
- ・災害時に子どもの遊び場を確保するため避難所マニュアルに子どもの居場所、中高生の居場所を入れること
- ・不登校については保護者へ文科省の「登校だけを目指にしない」という指針を周知し、不登校の子どもを持つ保護者の相談窓口の充実、民間支援団体の情報を提供すること
- ・希望する全員が入所できるように学童保育を増設し、保護者が安心して働けるよう指導員を増やし、保育環境を充実すること
- ・多胎育児経験者による相談支援事業（多胎ピアサポート事業）を実施すること

子どもの権利

- ・子どもの権利については区民に広く周知し、大人が子どもの権利を学ぶ機会をつくること。
- ・子どもの権利について、学校の教師など教職にかかわる大人が学ぶ機会を持ち、子どもの権利を尊重した実践ができるようにすること
- ・親子健康手帳に子どもの権利条例を掲載すること
- ・公的第三者機関として独立性が確保され、子どもの権利の観点から調査や提言、勧告を行う子どもの権利擁護機関を設置すること
- ・行政計画の策定時から子どもの意見を取り入れること
- ・区のホームページの中で子どもに知ってほしい取り組みについて子どもが理解しやすいページをつくること

■障がいのあるなしにかかわらず、共に暮らせるまちをつくる

障がい児・者が被る不利益には、能力を発揮する機会が奪われてきたことにあります。障害者総合支援法や障害者差別解消法ができましたが、障がいの有無によって分け隔てられることなく、地域における共生社会の実現が求められます。

- ・「障がい者差別解消条例」をつくること
- ・政策決定に障がいがある人の参加をすすめること
- ・居場所をつくり、障がいのある人の社会参加を保障すること
- ・移動支援については、通勤など支援の対象になっていない内容も検討すること
- ・障がいのある人もその人の能力を活かしながら、共に働く場を増やすこと
- ・重度の障がい者が利用できるグループホームや短期入所、通所施設などを増やすこと
- ・障がい児の装具や車椅子などの生活必需品を成長に合わせて作りかえられるようなくみをつくること
- ・障がいのある人の巡回入浴サービスは希望する人に利用回数を増やすなど柔軟な対応をすること
- ・葛飾区基幹相談支援センターについて障害を持つ当事者や保護者に周知すること
- ・医療的ケア児が安心して学校に通えるように、医療スタッフを適正に配置すること

■切れ目のない支援で子ども、若者、女性の貧困対策の充実をはかる

病気やけが、失業やDVなどさまざまな要因によって、誰もが生活に困窮する可能性があります。生活困窮者の自立のための切れ目のない支援を整備し、貧困の連鎖をなくすため横断的な支援体制づくりが必要です。困難な問題を抱える女性への包括的支援もすすめる必要があります。

- ・教育格差をなくすために給付型奨学金制度をつくること
- ・経済的な事情によって、塾などに行かれない子どもの学習支援をおこなうこと
- ・支援のはざまにいる中年期（40～55歳）の人の就労につながるすくみをつくること
- ・同一価値労働同一賃金の視点で会計年度任用職員や委託などの非正規公務労働者の待遇改善をすすめること
- ・中高年の単身女性が経済的に自立できるよう、単身女性向けの就労支援制度をつくり、非正規雇用から正規雇用への促進をはかること
- ・支援の届きづらい若年女性や中高年シングル女性に対して「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（女性支援新法）に基づき、一人一人のニーズに応じて、本人の立場に寄り添って、切れ目のない包括的な支援を行うこと
- ・葛飾区男女平等推進計画の第7次計画に女性支援新法に基づく支援について盛り込むこと
- ・会計年度任用職員の更新の上限を撤廃すること

■水害・地震・感染症に備える災害対策をすすめる

今後30年で70%の確率で起こると予測されている首都直下型地震や、葛飾区はゼロメートル地帯にあるため河川の氾濫などによっておこる水害への対策が重要です。避難所で安心

して過ごすことができるよう、スフィア基準に基づく整備が望まれます。

避難所

- ・避難所を誰もが快適に利用できる環境にするためにTKB48（トイレ・キッチン・ベッドを48時間以内に設置する）を目指すこと。女性や障がい者、外国人等多様な人の参画によって環境整備をすすめること
- ・避難所における性被害防止対策を防災計画に盛り込むこと。そのために葛飾区防災会議、防災市民組織、避難所運営への女性の参画をすすめること
- ・ペットとの同行避難ができる避難所を公表すること。また、同行避難については日ごろから飼い主への周知をすること
- ・感染症対策として、スタンダードプリコーションの考えに基づいた避難所体制を整えること
- ・避難所にアレルギー対応食・アレルギー対応ミルクなどを備蓄すること

計画

- ・町会・自治会の防災士と地区防災計画を作成できるようにすること
- ・避難に支援が必要な人の実効的な避難計画の策定と、当事者も参加する避難訓練を実施すること
- ・大人も浸水や水難事故から身を守るための教育（着衣泳など）をすすめること

防災対策

- ・内水氾濫を防ぐために雨水流出抑制対策を加速すること
- ・東日本大震災で放射能汚染の影響を受けた葛飾区として東海第2原発の危険性を周知し危険に対して備えること

■食の安全と都市農業をまもる

「遺伝子組換え表示制度」の表示基準が変わり、消費者が食の安全性を判断することが難しくなりました。また、都市農業振興基本法のもと、生産者を応援し、地産地消を進め、これ以上都市農地を減らさないように、都市農業の保全に積極的に取り組む必要があります。

学校給食

- ・学校給食に遺伝子組み換え食品、ゲノム編集食品を使わないこと
- ・学校給食と学校農園を活用し、食農教育をすすめること
- ・有機農産物の供給等に係る連携協定を他自治体と結び、学校給食に有機農産物を導入すること

都市農地

- ・地産地消をすすめ、都市農業と農地をまもること
- ・災害時の防災空間、雨水浸透、ヒートアイランド抑制、交流拠点、農福連携といった多面

的な機能を持つ農地を保全すること

- ・生産緑地の契約期限終了後の緑地を区が農地として保全すること
- ・農業委員へ積極的に女性を任命すること

■未然防止の視点と子ども基準による化学物質対策をすすめる

有害物質による健康や環境への影響被害をなくしていくことは国際的な流れです。SDGs においても大幅に減らしていくことがさまざまな形で言及されています。未然防止の観点で健康被害をとめる対策が急務です。

- ・公共施設及び学校において香料を含む製品の自粛を呼びかけ、空気のバリアフリーをすすめること
- ・香料を含む製品から揮発した化学物質を吸い込むことによって起きる健康被害を訴える人が増えている現状を踏まえ、香害被害についての実態調査を行うこと
- ・公共施設及び学校における洗面所の手洗い洗剤には、添加物を含まない石けん液又は石けんを使用すること
- ・公共施設及び学校では除草剤を使用しない、また、通学路で除草剤を使用しないことを呼びかけること
- ・化学物質のリスクに関する正確な情報を共有し、リスクコミュニケーションの取り組みをすすめること

■積極的な気候変動対策を実行し、持続可能な環境を次世代にわたす

急激にすすむ地球温暖化は、今や命をも脅かしかねない状況です。より積極的に脱炭素社会の実現に向けて取り組みをすすめるとともに、高度経済成長を支えた「大量生産」「大量消費」「大量廃棄」から脱却し、環境に負荷をかけない暮らし方に変えていかなければなりません。

再生可能エネルギー

- ・葛飾区のCO₂排出の約4割を占める家庭に向けて最も身近で費用もかからず簡単に行える脱炭素の取り組みとして、再生可能エネルギー由来の電力への切替えを積極的に周知すること
- ・再エネ指定の非化石証書を購入することによりCO₂排出量を実質0とするメニューを対象外とする、家庭向けの再エネ由来電力切り替え助成金制度をつくること
- ・区がリバースオークションを利用する際の契約先は、電源構成をわかりやすく公開し、非化石証書等の使用によらず実際に調達した電源において再生可能エネルギー比率が高く、電力市場以外の化石燃料・原子力由来の電気を調達しないことを明確にしている事業者にすること

ZEB化・断熱改修

- ・新築建築物における ZEB・ZEH 水準の省エネ性能の確保について具体的な目標を定めて取り組むこと
- ・建築物のマイナスカーボンをめざす区民、事業者の取り組みを支援すること
- ・新築・大規模改修の計画がない学校についても断熱改修は計画をもってすすめること
- ・学校環境の向上のため、学校の断熱改修を推進すること

プラスチック・ごみの削減

- ・大量の資源を消費する事業者として区のプラスチック削減方針をつくること。公共施設に設置する自動販売機からペットボトル商品を廃止すること
- ・区民に回収から資源化のルートについて広く周知しながらプラスチックのリデュース、リユースを推進すること
- ・コンポスト化容器によってつくった堆肥を自宅で利用することができない環境であっても、必要としている人に提供できるしくみをつくり、生ごみの減量に資する取り組みを支援すること

自転車

- ・自転車を活用したまちづくりをすすめ、自転車専用レーンを整備するなど、区全体の自転車インフラを拡大すること
- ・子どもだけでなく、大人も自転車の交通教育を受ける機会をつくること。また、特定小型原動機付自転車の講習や交通ルールを周知すること

水循環

- ・雨水の地下浸透・循環利用をすすめ、水資源を有効活用すること

■大事なことは市民が決める

まちづくりを進めるには市民参加・参画が重要です。地域づくりの理念や方向性を市民自らが決め、市民自らの手で地域をつくっていくために意見や利害が対立する人とも合意形成が必要です。また、多様な市民の声が反映される、開かれた議会が求められます。

市民参加・情報公開・個人情報保護

- ・公共施設の整備・建て替えは構想段階から市民参加ですすめること
- ・無作為抽出によって選ばれた区民による市民会議を実施し、区民参加をすすめること
- ・まちづくりに子どもが参加するしくみをつくること
- ・シチズンシップ教育（主権者教育）をすすめること
- ・パブリックコメントを関連団体などに周知するなど工夫し、意見公募を促進すること
- ・区は区政について説明責任があり、区民の区政への参加、区政への信頼を確保するために区の保有する情報を区民のだれもが適切に知ることができるよう、ホームページなど情報提供の充実を図ること

- ・ 予算要望に回答すること
- ・ 自衛隊への情報の提供を希望しない区民は自衛官募集事務に係る募集対象者情報から除外申請をできるようにすること

議会

- ・ 閲覧が傍聴時のみに限られている委員会資料について、本会議の議案資料と同じように区議会の WEB サイトで公開すること
- ・ 委員会のライブ中継と録画配信をすすめる。併せて議事録をより早く公開すること
- ・ 議員カフェや葛飾区議会主催の区民向け議会報告会を開催すること
- ・ 本会議場に子どもと一緒に傍聴できる部屋をつくること

審議会

- ・ 各審議会の公募枠を増やすこと
- ・ 審議会等の委員の任期の再任については最長 10 年を超えないようにすること

監査委員

- ・ 監査委員に弁護士・公認会計士・税理士などの有資格者を任用すること

■人権を尊重し、多様性を認めあう地域をつくる

いじめ、ハラスメント、虐待、DV や性暴力は人権侵害です。子どものころから加害者、被害者、傍観者にならないような人権尊重を基本とする教育が大切です。お互いの違いを認め合い、誰もが自分らしく共に生きる社会は、誰にとっても豊かで生きやすい社会です。

- ・ 学校運営はジェンダー平等の視点ですすめること。男女混合名簿は全小中学校 100% 導入を維持すること
- ・ いじめ・虐待・性暴力から子どもを守るために CAP プログラムを実施すること
- ・ 人権・生命尊重の視点からの包括的性教育をすすめること
- ・ SOGI (性的志向・性自認)・LGBTQ を尊重し、パートナーシップ制度をつくること
- ・ メディアユニバーサルデザインの視点による情報発信や情報提供をすること

■憲法を活かし、ひとりひとりから平和をつくる

平和と安全のためには、国のたゆまぬ外交努力と国際的対話、市民・自治体レベルでの憲法を活かした取り組み、市民間の交流をとおして地域から平和をつくっていくことが必要です。

- ・ 青戸平和記念公園の慰霊碑や歴史について、より多くの子どもたちが学ぶ機会を拓げること
- ・ 国に対し、核兵器禁止条約の批准を働きかけること